

平成 2 9 年 6 月 2 6 日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 田中 豊

馬場 隆

並河 愛子

三上 泉

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

「共謀罪」(テロ等準備罪)の廃止を求める意見書(案)

「内心」を処罰対象にする「共謀罪」(テロ等準備罪)法は、参院法務委員会審議を事実上封じ、委員会採決を抜きにした「中間報告」という国会ルール無視の“禁じ手”を使い、参院本会議で強引に成立がはかられました。

犯罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則をねじ曲げ、思想・良心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する「共謀罪」法は紛れもない違憲立法です。それをごまかすため、安倍政権は「テロ対策」とか「一般人は対象外」と主張し、国民を欺こうとしましたが、国会審議での野党の追及に答弁は迷走を続け、審議をすればするほど政府の説明は破綻してきました。そのことは、審議の時間に応じて世論調査で疑問や懸念の声が多数をしめるという結果からも明らかです。

日本はテロ防止のために13の国際条約を締結しており、テロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ手立てが法制化されています。また、「テロ等準備罪」の対象とされる「組織犯罪集団」の定義もあいまいで、既にある盗聴法などと一体で運用され、警察などの判断で幅広い市民運動や労働運動などが監視・弾圧の対象になる危険性はぬぐえません。

犯罪名を「テロ等準備罪」に変えても、実際に犯罪行為を行わなくても相談したことを罪に問うというおおもとに、変更が加えられたわけでもありません。したがって国は、「共謀罪」法を直ちに廃止する処置を講ずることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛

亀岡市議会議員 湊 泰 孝